議案第２８号

藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について

藤沢市立学校教職員服務規程を次のように改正する。

２０２６年（令和８年）９月１７日提出

藤沢市教育委員会

教育長　宮　原　伸　一

１　改正する規程

別紙のとおり

２　施行期日

令和８年１２月１日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市立学校に勤務する県費負担教職員を対象として時差出勤制度の導入をする等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会訓令甲第　号

庁　中　一　般
出先機関一般

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年　　月　　日

藤沢市教育委員会
教育長　宮　原　伸　一

藤沢市教育委員会訓令甲第　　号

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程

藤沢市立学校教職員服務規程（平成２６年藤沢市教育委員会訓令甲第２号）の一部を次のように改正する。

第９条に次の４項を加える。

３　所属長は、前２項及び割振り等に関する規程第２条に定めるところにより、勤務時間の割振りを行う場合は、４５分（同条第２項に定めるところにより、勤務時間の割振りを行った結果、正規の勤務時間が８時間を超える場合には１時間。次項において同じ。）の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

４　前項の規定により休憩時間を定めた場合において、職員（勤務の特殊性を考慮して学務保健課長が別に定める職員を除く。次項において同じ。）からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当であるときは、所属長は、公務の運営に支障がある場合を除き、学務保健課長が別に定めるところにより、当該休憩時間を午前１１時から午後２時までの間のうちの４５分に変更することができる。

５　第１項の規定にかかわらず、所属長は、職員の勤務時間の割振りについて、当該職員から学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和３２年神奈川県人事委員会規則第３０号）第２条第４項の規定による申告があった場合は、当該申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合を除き、学務保健課長が別に定めると

ころにより当該職員の勤務時間を割り振ることができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。

６　前項において準用する第３項及び第４項の規定にかかわらず、所属長は、前項の規定により勤務時間を割り振る職員について、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第２条第５項第２号アに規定する特例対象日における当該職員の勤務時間が６時間以下の場合は、休憩時間を置かないことができる。

附　則

この訓令は、令和８年１２月１日から施行する。

藤沢市立学校教職員服務規程（平成26年11月20日教委訓令甲第２号）の一部を改正する訓令　新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| ○藤沢市立学校教職員服務規程<br>平成26年11月20日教委訓令甲第２号 | ○藤沢市立学校教職員服務規程<br>平成26年11月20日教委訓令甲第２号 |
| （勤務時間の割振り）<br>第９条　藤沢市立学校県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成26年藤沢市教育委員会訓令乙第１号。以下「割振り等に関する規程」という。）第２条第１項に定めるところにより、勤務時間の割振りを行う場合は、午前８時30分から午後５時までの間において７時間45分とする。 | （勤務時間の割振り）<br>第９条　藤沢市立学校県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成26年藤沢市教育委員会訓令乙第１号。以下「割振り等に関する規程」という。）第２条第１項に定めるところにより、勤務時間の割振りを行う場合は、午前８時30分から午後５時までの間において７時間45分とする。 |
| ２　前項の規定による勤務時間の割振りによっては、学校の円滑な運営に支障が生ずると認められるときは、前項の規定にかかわらず、割振り等に関する規程第２条第１項に定める勤務時間の割振りは、勤務開始時刻から終了時刻までの通算時間を８時間30分とし、その間において７時間45分とすることができる。 | ２　前項の規定による勤務時間の割振りによっては、学校の円滑な運営に支障が生ずると認められるときは、前項の規定にかかわらず、割振り等に関する規程第２条第１項に定める勤務時間の割振りは、勤務開始時刻から終了時刻までの通算時間を８時間30分とし、その間において７時間45分とすることができる。 |
| ３　所属長は、前２項及び割振り等に関する規程第２条に定めるところにより、勤務時間の割振りを行う場合は、45分（同条第２項に定めるところにより、勤務時間の割振りを行った結果、正規の勤務時間が８時間を超える場合には１時間。次項において同じ。）の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。 | （新規） |
| ４　前項の規定により休憩時間を定めた場合において、職員（勤務の特殊性を考慮して学務保健課長が別に定める職員を除く。次項において同じ。）からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当であるときは、所属長は、公務の運営に支障がある場合を除き、学務保健課長が別に定めるところにより、当該休憩時間を午前11時から午後２時までの間のうちの45分に変更することができる。 | （新規） |
| ５　第１項の規定にかかわらず、所属長は、職員の勤務時間の割振りについて、当該職員から学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第30号）第２条第４項の規定による申告があった場合は、当該申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合を除き、学務保健課長が別に定めるところにより当該職員の勤務時間を割り振ることができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。 | （新規） |
| ６　前項において準用する第３項及び第４項の規定にかかわらず、 | （新規） |

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 所属長は、前項の規定により勤務時間を割り振る職員について、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第２条第５項第２号アに規定する特例対象日における当該職員の勤務時間が６時間以下の場合は、休憩時間を置かないことができる。 | |

２０２６年9月１７日
藤沢市教育委員会定例会資料

# 藤沢市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員に係る休業期間中の時差出勤制度の導入について

藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画では、取り組みの目標として「心身ともに健康を維持し､元気でいきいきと子どもたちによりよい教育を行うこと」を掲げている。しかし、現状では教職員の時間外勤務が多い状況は続いており、教員の健康及び福祉を確保するための具体的な取り組みが必要である。

そこで、今年度の夏季休業期間に試験的に時差出勤制度の導入をした。

試験的に運用した結果、各学校からは…

・早朝の部活動練習など、働き方改革だけでなく、生徒の熱中症対策にもなっている。
・使う人の数は、学校により多い、少ないがあるが、働き方改革にはなっている。
・子育て中の職員は、送り迎え等の関係で積極的に活用していた。
・管理職としても活用してみたが（数回程度)、良かった。

など、前向きな意見が多かった。一方で､「管理職としては勤務時間の管理に苦慮した」などの意見もあった。

時差出勤の導入にあたっては、校務運営に支障がないこと、服務管理を適切に行うこと等が前提となる。試験的運用の結果を踏まえ、時差出勤制度の導入は、教職員の働き方改革に寄与することが分かった。したがって令和８年度「冬季休業」より、藤沢市立小・中・特別支援学校において、次のとおり時差出勤制度を導入したい。

１．期　間　　休業中（夏季休業、冬季休業、年度末休業、年度始め休業）

２．時　間　　３０分を単位として
繰り上げは１時間３０分の範囲内
繰り下げは２時間の範囲内

３．対　象　　フルタイムで勤務する県費負担教職員

４．事　象　　① 早朝の水やりや部活動練習等
② 地域の行事等（打合せを含む）への参加
③ その他、職員の申し出により、校長が認めるもの

５．その他　① 学校運営に支障があると判断される場合は、認められない。

② 時差出勤を申し出る場合は、原則１週間前までに様式１（藤沢市時差出勤申請書）を記入し、学校長の許可を得る。

③ 部活動練習については、休業中平日に早朝練習や夕方練習を行う場合は、特勤扱いではなく、原則時差出勤で対応をする。

④ 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務については、時差出勤の対象とはならない。